

転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- 「本人確認書類」
- 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

問合せ窓口 市民課 市民係 0835-25-2109

本館1階⑥番「住所変更・戸籍届出」窓口

※手続きの際は発券機で番号札をお取りください

転出手続後は、新しい住所に住み始めてから**14日以内**に、「転出証明書（またはマイナンバーカード、住基カード）」を持参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。



マイナンバーカード



運転免許証

その他

- ・パスポート ・障害者手帳 ・住基カード
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証
- ・年金手帳※ ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理の方が手続きするときは原則**委任状**と**代理人の本人確認書類**が必要です。
本人が自署した委任状をご用意ください。HPからダウンロード可能です。
不備があった場合は手続きできませんのでご注意ください。

転出に伴うお手続きはこちら

開庁時間 あさ**8時30分** ~ 夕方**5時15分**

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

転出

に関連するおもな手続き ※本人確認書類は必ずご持参ください。

窓口延長

マークのある窓口は、

毎週木曜日のみ夕方7時まで窓口を延長しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？

ご自身で確認し、あてはまる場合は黄色い部分に✓してください。

	手続き内容	必要なもの	該当 ✓	済	問合せ窓口	
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方					
	国外へ転出される方 窓口延長	カードの継続利用または返納	マイナンバーカード			本館1階⑦番 マイナンバーカード (マイナンバーカード交付室) (0835) 25-2605
	国内で転出される方 窓口延長	転出先でマイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用(住所変更)	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード			転出先の市区町村
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方 窓口延長	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください			
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になるため手続きは不要です。				本館1階⑤番 印鑑登録 (市民課 市民係) (0835) 25-2109	
保険 年金	国民健康保険に加入している方 窓口延長					
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証又は資格確認書の返却	国民健康保険証又は資格確認書(お持ちの方)			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (保険年金課 国保資格係) (0835) 25-2317
	→修学のために転出する方	国民健康保険証兼高齢受給者証又は資格確認書の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証又は資格確認書(お持ちの方)			
	→住所特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き防府市の保険証を使う手続き	在学証明書(後日でも可) 在園証明書(後日でも可)			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (保険年金課 国保医療係) (0835) 25-2164
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			
	75歳以上の方 窓口延長 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	被保険者証の返却	後期高齢者医療被保険者証 又は資格確認書			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (保険年金課 後期高齢者医療係) (0835) 25-2322
→山口県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取(郵送の場合有) ※転出先へ提出してください					
→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など				
国外へ転出する方(厚生年金加入中の方は不要) 窓口延長	国民年金保険料精算のご相談 国民年金の任意加入				本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (保険年金課 年金係) (0835) 25-2163	

高 齢	65 歳以上の方	保険証等の返却	・介護保険証 ・介護保険負担割合証（お持ちの方） ・負担限度額認定証（お持ちの方）		本館 2 階①番 高齢者福祉 (高齢福祉課 給付係・認定係) (0835) 25-2128
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先でも防府市の介護保険証を使います 保険証は後日郵送しますので手続は不要			
	要介護認定を受けていた方	転出先で転入日から 14 日以内に申請をする と、要介護度を引き継ぐことができます			
	緊急通報装置を利用されていた方	装置の返却	固定型：緊急通報装置及び付属 のペンダント 携帯型：緊急通報装置及び充電器		本館 2 階①番 高齢者福祉 (高齢福祉課 在宅支援係) (0835) 25-2973
	障害の手帳をお持ちの方 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	窓口延長 原則手続は不要です。	転出先の市町村で手続の際、 障害者手帳を提示してください。		本館 2 階②番 障害者福祉 (障害福祉課 障害福祉係) (0835) 25-2387
福祉医療費受給者証（重度心身障害者用） をお持ちの方	受給者証の返却	福祉医療費受給者証			

子 ども	防府市立小中学校に通うお子さんがいる方	転校手続、学校給食の手続 ※これまで通っていた学校で手続が必要です ※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください			これまで通っていた学校	
		防府市内の学校に通い続けたい場合は、 区域外就学願の承諾が必要です。	区域外就学願書	窓口延長	本館 8 階 (学校教育課 学務係) (0835) 25-2493	
	0 歳～高校生年代のお子さんがある方	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	※転出先での申請遅れに 注意してください			本館 1 階①番 子育て支援・保育 (子育て支援課 こども給付係) (0835) 25-2348
	ひとり親家庭等に該当している方	乳幼児・子ども医療費助成の 資格喪失	福祉医療費受給者証（カクフク）			
		児童扶養手当の転出届 ひとり親家庭等医療費助成の 資格喪失	児童扶養手当証書（お持ちの方） 福祉医療費受給者証（カクフク）			
	妊娠中の方	防府市の妊婦健康診査受診票は使えなくな りますので、転出先で手続してください				西仁井令二丁目 28-8 こども相談支援課 (こども家庭センター) (0835) 24-8811
保育所・認定こども園等を利用されている方	退園手続	退園届			利用中の保育施設	

税 料 金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話で手続できます		仁井令町 13-1 (上下水道局 お客センター) (0835) 23-2511
	原付バイク(125cc 以下)・小型特殊を所有して いる方	窓口延長 廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください		本館 3 階③番 税証明 (課税課 諸税係) (0835) -25-2169
	軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会 山口事務所でご相談ください			軽自動車検査協会 山口事務所 050-3816-3085
	250cc 以下のオートバイ・自動二輪 (250cc 超) を所有している方	※中国運輸局 山口運輸支局でご相談ください			中国運輸局 山口運輸支局 083-922-5335
	防府市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			本館 3 階⑤番 固定資産税 (課税課 土地係・家屋係) (0835) -25-2195
	海外に転出される方	納税管理人のご相談			本館 3 階④番 個人の市・県民税（住民税） (課税課 市民税係) (0835) -25-2170
	市税等の納付・納付相談される方	窓口延長 市税等の納付・納付相談			本館 3 階②番 市税等の納付・納付相談 (収納課 徴収係・収納係) (0835) 25-2183

そ の 他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続	※お客様の状況により手続場所が 異なります		本館 2 階③番 市営住宅 (建築課 住宅係) (0835) 25-2178
	国外へ転出される方	在外選挙人登録（希望する場合）	パスポート		本館 5 階 (選挙管理委員会事務局) (0835) 25-2174
	犬を飼っている方 ※環境大臣指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録している犬は、登 録機関で変更手続をしてください。	防府市での登録事項の変更手続は不要です。 ※転出先の市区町村へお問い合わせのうえ、変更手続を行ってください。			

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14 日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続が必要です。 市民課（1 階⑥番窓口）で早急に取消の手続をしてください。